



通勤・通学時の 定期券購入費用を助成します!!

宍粟市は、定住やUJLターンの促進を目的として、
遠距離通勤・通学する方に定期券購入費用の一部を助成しています。

【助成額】

1か月あたりの定期券購入料金(※1)から通勤手当などを引いた額の3分の1。
上限月額2万円を助成します。(※2)

※1 定期券の料金は実際の購入額ではなく、最も安価な方法で算出した額となります。

※2 千円未満の端数は切り捨てます。

【対象期間】

1か月単位として、2021年4月から2022年3月まで。

※月のうち2/3以上の購入期間がある場合に1か月とみなします。

(例) 4月15日から5月15日まで購入の場合

4月の購入期間 15日間、5月の購入期間 15日間

⇒4月、5月ともに月の2/3以上を満たしていないため、対象期間から外れます。

【交付対象者】

- ・宍粟市在住の満18歳以上の方で、大学、専修学校、就労先に通われる方。
- ・公共交通機関を利用して、西播磨又は中播磨地域以外(※3)に通勤・通学する方。
- ・交付対象者又は交付対象者を扶養している方に市税の滞納がないこと。

※3 対象外地域

姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

申請書類	①宍粟市通勤・通学費助成金交付申請書。 <u>※交付対象者が学生の場合は、保護者の方が申請してください。</u> ②定期券の原本もしくは原本証明した写し。(※4) ③就労または在学(※5)を証明する書類。 ④通勤手当等の支給を証明する書類。 ⑤市税完納証明書(市税の未納がないことを証明する書類)。(※6) ※4 郵送での申請時は、「この写しは原本に相違ありません」と記入し、記名してください。 ※5 学生証は不可。在学証明書の提出をお願いします。 ※6 1月1日現在、宍粟市に住民票がある方は必要ありません。
請求書類	①宍粟市通勤・通学費助成金交付請求書。 ②定期券の原本もしくは原本証明した写し。(原本の提示が困難な場合は、市が求める書類) ③市税完納証明書(市税の未納がないことを証明する書類)。(※7) ※7 宍粟市で納税状況が確認できる場合は不要です。 ※原則3月に請求。年度途中に交付対象者でなくなった場合は直ちに請求できます。

お問合せ：宍粟市役所 建設部住宅土地政策課 ☎0790-63-3166

